

災害救助法適用地域において被害を受けられたご契約者の皆さまへの特別措置適用について

令和8年熊本県の地震に伴う災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。お客様からの被害についてのご連絡につきましては、以下の事故受付窓口にて承っておりますので、ご案内申し上げます。

■事故受付窓口

電話番号	受付時間
0120-826-566 (フリーダイヤル)	土日・祝日・年末年始を除く午前 9 時～午後 5 時 30 分
03-5962-9520	

当社では、災害救助法が適用された地域で被害を受けられたご契約者の皆さまに、以下の特別措置を実施しております。これらの措置の適用をご希望のお客さまは、弊社代理店または末尾の弊社担当窓口までご連絡ください。

1. ご契約の継続手続き

災害救助法の適用日から、6ヶ月後の末日までに満期日をむかえるご契約につきましては、満期日を過ぎてからでも、災害救助法の適用日から6ヶ月後の末日までにご継続手続きを頂ければ、ご契約が継続されたものとしてお取り扱いさせていただきます。

2. 保険料払い込みの猶予

災害救助法の適用日から、6ヶ月後の末日までにお支払い頂くべき既存契約または継続契約の保険料につきましては、災害救助法の適用日から6ヶ月後の末日を限度に、その払い込みを延期することができます。

■災害救助法適用地域

災害救助法適用市町村	法適用日	猶予期日
【熊本県】 熊本市(くもとし)、八代市(やつしろし)、水俣市(みなまたし)、山鹿市(やまがし)、菊池市(きくちし)、宇土市(うとし)、上天草市(かみあまくさし)、宇城市(うきし)、天草市(あまくさし)、合志市(こうしし)、下益城郡美里町(しもましきぐんみさとまち)、菊池郡大津町(きくちぐんおおづまち)、菊池郡菊陽町(きくちぐんきくようまち)、阿蘇郡西原村(あそぐんにしはらむら) 上益城郡御船町(かみましきぐんみふねまち)、上益城郡嘉島町(かみましきぐんかしままち)、上益城郡益城町(かみましきぐんましきまち)、上益城郡甲佐町(かみましきぐんこうさまち)、八代郡氷川町(やつしろぐんひかわちょう)、葦北郡芦北町(あしきたぐんあしきたまち)、葦北郡津奈木町(あしきたぐんつなぎまち)	2026 年 7 月 28 日	2027 年 1 月 30 日

■本件に関するお問い合わせ先

事務所	電話番号	受付時間	郵便番号	住所
日本支社	03-5962-9500(代)	土日・祝日・ 年末年始を除く 午前 9 時～ 午後 5 時 30 分	〒100-0005	東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー19 階
大阪事務所	06-6245-5447		〒542-0081	大阪府大阪市中央区南船場 3-11-18 Osaka Metro 心斎橋ビル 7 階

以 上